証券コード　6176
2019年11月29日

株　主　各　位

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役社長　岩本　恵了

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月13日（金曜日）午後７時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年12月16日（月曜日）午前10時
（受付開始時間は午前９時30分を予定しております。）

２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル　３階　大会議室

３．目的事項
報告事項
１．第19期（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第19期（自　2018年10月１日　至　2019年９月30日）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　新設分割計画承認の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役８名選任の件
第５号議案　監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項
⑴招集通知に添付すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.brangista.com/）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
③第２号議案「吸収分割契約承認の件」に記載すべき事項のうち、承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
⑵事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.brangista.com/）に掲載させていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2018年10月１日
至　2019年９月30日）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、輸出を中心に弱さが続いているものの、高い水準で底堅く推移している企業収益や着実に改善している雇用環境により、景気は緩やかな回復が続きました。ただし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、原油価格の上昇や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような状況のもと、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」として、「電子雑誌」「ソリューション」の業容拡大に努めてまいりました。

電子雑誌業務では、創刊12年目を迎えた当社主力雑誌「旅色」の認知度の向上や広告収益の最大化を目的とし、媒体力強化を図ってまいりました。既存読者の「旅色」への帰属意識を高めるためのリアルイベントの開催や、全国の書店・コンビニエンスストアなどで「旅色」初の書籍の発売をしました。さらに、2018年12月に子会社化した㈱ＣｒｏｗｄＬａｂ（旧㈱Ｄｕｇｏｎｇ）が運営する、国内・海外の旅行・観光情報を発信するＷＥＢメディアと連携しております。また、2018年９月期より強化してきた地方自治体とのタイアップ誌は当連結会計年度において新たに12誌を発行し、好調に推移しております。

ソリューション業務では、ＥＣサポートサービスとともにスマートフォンアプリの開発・構築を含めたＷＥＢサイト制作業務が好調に推移いたしました。無料グローバルＥＣプラットフォーム「cafe24（カフェ24）」を運営するＣＡＦＥ２４　ＪＡＰＡＮ㈱やＥＣマーケティング支援事業を展開する㈱ピアラと連携し、既存クライアントだけでなく、国内外の新規クライアントの獲得による、さらなる業務受託売上の増加に努めております。また、全国のＴＳＵＴＡＹＡ店舗及び書店への配送網や物流拠点、豊富な物流業務の実績を持つ㈱ＭＰＤと連携することで「ブランジスタ物流」の業務受託体制を強化しております。

また、税効果会計による会計処理の影響により法人税等調整額が減少し、親会社株主に帰属する当期純利益が増加しております。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高3,394百万円（前連結会計年度比0.8％増）、営業利益518百万円（前連結会計年度は営業損失233百万円）、経常利益513百万円（前連結会計年度は経常損失234百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益633百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失519百万円）となり、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益すべて創業来最高を達成いたしました。

なお、当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

⑵ 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として300百万円の調達を行いました。

⑷　対処すべき課題

①　既存事業の成長・拡大

a.　電子雑誌の媒体力強化

電子雑誌業務の更なる拡大のためには、広告を掲載するクライアントと当社に電子雑誌の制作を委託するクライアントの増加が必要であると考えております。そのためには、現在発行している電子雑誌の認知度や集客力といった媒体力を強化し、電子雑誌の媒体価値を向上させることが必要不可欠となります。当社電子雑誌の新規利用者獲得においては、当社初の書籍「旅色」を出版し全国で販売する新たな取り組みを実施いたしました。また、制作体制を強化し、話題のテーマ・トレンドなどの検索ニーズを捉えたコンテンツの増強や、さまざまなプロモーション活動を行うことで、利用者数の拡大に貢献してまいりました。さらに、2019年３月には1,400名以上の読者にご来場いただいたリアルイベントの開催や、著名人を起用した「旅色アンバサダー」、旅色コンシェルジュが作成した多彩な旅のプランをご紹介する「みんなの旅プラン」など、より付加価値の高いコンテンツの提供を新たに開始するなど、既存利用者の活性化も図ってまいりました。今後も、新規利用者の獲得と既存利用者の活性化に努め、一層媒体力を強化してまいります。

b.　既存事業から新たな収益を獲得するための商材開発

当社電子雑誌の広告掲載売上を増加させるためには、新たな商材の開発が必要であると考えております。媒体力を強化し、利用者数が増加することで、既存電子雑誌の高い媒体価値を活用した新たな商材の提供を実現し、既存クライアントからの売上向上を図ってまいります。また、既存電子雑誌の提供分野において、まだ着手できていない業態への新サービスの販売を開始し、新規クライアントの獲得による既存事業での広告収益の最大化を図ってまいります。ソリューション業務においては、モール型ＥＣのプラットフォームをはじめ、国内ＥＣ市場の拡大に伴う新サービスの導入などにより、クライアントの業務負荷が増す可能性があります。そのため、導入された新サービスに対応できる新たな商材の提供を当社が開始することで、クライアントの業務負荷を軽減させるとともに、更なる業務受託売上の増加を図ってまいります。

c.　新規クライアント獲得のための市場拡大

電子雑誌業務の広告掲載売上及び制作受託売上を増加させるためには、市場の拡大が必要であると考えております。そのため、創刊から10年以上の発行実績を持つ当社の主力雑誌「旅色」のブランド力を活用した、旅に係る企業や地方自治体とのタイアップによる別冊版「旅色」の発行を強化しており、当連結会計年度においては前期を大きく上回る、12誌の発行に至りました。今後も企業や地方自治体の新たな取引先の増加に努め、広告

掲載売上と制作受託売上の拡大を図ってまいります。ソリューション業務においては、新たな顧客層の開拓のため、国内外での提供サービスの拡充を図り、事業規模の拡大と成長性を高めてまいります。

② 新事業・新サービスの創出

当社グループは、電子雑誌、ソリューション業務において、継続的にあらゆる企業の生産活動に貢献するインターネットを活用した販売促進支援サービスを提供してまいりました。今後、当社グループの持続的成長を実現するためには、既存事業を成長・拡大させるとともに、新事業・新サービスの創出が必要であると考えております。当連結会計年度においては、国内・海外の旅行・観光情報を発信するＷＥＢメディアを運営する㈱ＣｒｏｗｄＬａｂを子会社化し、広告収益の最大化と新たなビジネス展開を模索しております。今後も、これまで培ってきたノウハウを活かすことができる未開拓分野への進出や、相乗効果が見込まれる企業とのＭ＆Ａや提携による新事業・新サービスを創出し、業容の拡大を図るため、経営資源の適正配分に努め、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいります。

③ 人材及び組織体制の強化

当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」として、電子雑誌、ソリューション業務において、主に法人向けサービスを提供しており、事業の成長に合わせて法人営業部門の増員をしております。当社グループの更なる拡大のためには、安定した営業人員の確保が必要不可欠であるため、新卒採用を積極的に行っております。また、専門知識や技術を持つ人材については中途採用を行っておりますが、人件費の高騰に対応するため、当社連結子会社である台湾の現地法人での採用をはじめ、海外での人材確保も開始しております。これに伴い、新入社員への教育制度や人事制度を柔軟に最適化する必要性が増しているため、当連結会計年度においては、新たな人事評価制度を整備いたしました。今後も、多様化する社員のパフォーマンスを最大限に発揮できる環境を構築し、安定した増員を実現するため、教育制度の充実と社内管理制度の整備に努め、人材の確保・育成を推進してまいります。

④ 幹部候補の育成

当社グループの拡大のためには幹部層の拡充が重要であり、既存の幹部候補の育成に努めるだけでなく、外部からの専門的な知見と豊富な経験を有する優秀な人材の獲得も視野に入れ、組織基盤を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑸　財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 16 期 (2016年９月期)	第 17 期 (2017年９月期)	第 18 期 (2018年９月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2019年９月期)
売　上　高 (千円)	2,823,615	3,160,516	3,367,076	3,394,529
経常利益又は経常損失（△）(千円)	502,329	302,311	△234,171	513,686
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	351,239	188,382	△519,558	633,861
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）(円)	25.04	13.21	△35.94	44.10
総　資　産 (千円)	3,484,856	3,454,580	3,142,092	3,627,913
純　資　産 (千円)	3,106,592	2,831,865	2,459,208	2,874,331

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

⑹　重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

上場会社である㈱ネクシィーズグループは、当社の株式を6,795,280株（持株比率48.11％（注））所有する親会社であります。なお、当社は同社との間に管理業務の一部を委託する取引等がありますが、取引条件につきましては独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

㈱ネクシィーズグループとの取引については、当社の独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、監査役監査や内部監査における取引の内容等のチェックを行う等、健全性及び適正性の確保に努めてまいります。

（注）持株比率は自己株式450,788株を控除して計算しております。

②　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
博設技股份有限公司	830万新台湾ドル	100.0%	ＥＣ事業への進出支援
㈱ＣｒｏｗｄＬａｂ	7,536千円	100.0%	ＷＥＢメディアの運営

（注）１．2018年12月20日付で㈱ＣｒｏｗｄＬａｂ（旧㈱Ｄｕｇｏｎｇ）の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
２．前期に記載しておりました㈱ブランジスタゲームは、全株式を譲渡したため、連結子会社から除外いたしました。

⑺　主要な事業内容（2019年９月30日現在）

企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業

⑻　主要な営業所（2019年９月30日現在）

①　当社

本社：東京都渋谷区

②　子会社

博設技股份有限公司：台湾台北市

㈱ＣｒｏｗｄＬａｂ：東京都渋谷区

⑼　従業員の状況（2019年９月30日現在）

①　企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
264名	14名増

（注）１．従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

２．当社グループは「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

３．当連結会計年度末において従業員数が前連結会計年度末に比べ、14名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
254名	18名増	30.60歳	5.65年

（注）　従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除く）であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

⑽　主要な借入先（2019年９月30日現在）

借入先	借入額
㈱りそな銀行	300,000千円

2．株式に関する事項（2019年９月30日現在）

⑴　発行可能株式総数　40,000,000株

⑵　発行済株式の総数　14,575,300株

⑶　株主数　7,398名

⑷　大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
㈱ネクシィーズグループ	6,795,280	48.11
楽天㈱	770,400	5.45
㈱SBI証券	245,800	1.74
近藤太香巳	238,780	1.69
見城徹	204,580	1.45
㈱幻冬舎	153,600	1.09
㈱レプロエンタテインメント	109,800	0.78
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	105,236	0.75
田邊昭知	100,000	0.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	87,400	0.62

（注）1．当社は、自己株式を450,788株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

⑴　当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①　第２回新株予約権

定時株主総会決議の日　　2012年12月13日

発行決議の日　　2013年３月25日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	592個	普通株式　59,200株	３名
社外取締役	1,088個	普通株式　108,800株	２名

行使価額　　650円

行使期間　　2015年４月１日から2022年３月31日まで

行使条件　　ａ．新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

ｂ．新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ｃ．新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

（注）　当社は、2014年３月13日開催の取締役会決議により、2014年４月11日付で普通株式１株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。

② 第７回新株予約権

臨時株主総会決議の日　　2015年７月14日

発行決議の日　　2015年７月14日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	4,188個	普通株式　418,800株	５名

行使価額　650円

行使期間　2017年８月１日から2022年３月31日まで

行使条件

ａ．新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

ｂ．新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ｃ．新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4．会社役員に関する事項

⑴　取締役及び監査役の状況（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩本　恵了	
取締役	石原　卓	管理部長
取締役	井上　秀嗣	電子雑誌メディア編成本部長
取締役	木村　泰宗	ソリューション営業本部長
取締役	見城　徹	㈱幻冬舎　代表取締役社長
取締役	本間　憲	㈱レプロエンタテインメント 代表取締役社長
取締役	近藤　太香巳	㈱ネクシィーズグループ 代表取締役社長
取締役	西原　勝熙	㈱レプロエンタテインメント 執行役員制作本部長
取締役	岩尾　貴幸	楽天㈱　執行役員
取締役	杉本　佳英	あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士
常勤監査役	平田　浩	
監査役	久保田　記祥	デルフィーコンサルティング㈱ 代表取締役
監査役	中路　武志	SBIインベストメント㈱ 取締役執行役員副社長

（注）１．取締役　見城　徹氏、本間　憲氏、岩尾貴幸氏、杉本佳英氏は、社外取締役であります。
２．監査役　久保田記祥氏、中路武志氏は、社外監査役であります。
３．当社は、杉本佳英氏、久保田記祥氏、中路武志氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　　給　　額　　計
取　　締　　役	4名	28,400千円
監　　査　　役	1名	3,600千円
合　　計	5名	32,000千円

（注）1．期末現在の役員数と上記報酬支給人員に相違がありますが、これは当事業年度において社外取締役４名及び社外監査役２名は無報酬であること、無報酬の取締役が２名存在していることによるものであります。

2．取締役の報酬限度額は、2007年12月20日開催の第７期定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く）と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2007年12月20日開催の第７期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

⑷　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

氏　　名	区　　分	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
見　城　　徹	社外取締役	㈱幻冬舎 代表取締役社長	電子雑誌制作受託等の取引関係があります。
本　間　　憲	社外取締役	㈱レプロエンタテインメント　代表取締役社長	特別な取引関係はありません。
岩　尾　貴　幸	社外取締役	楽天㈱　執行役員	電子雑誌制作受託等の取引関係があります。
杉　本　佳　英	社外取締役	あんしんパートナーズ法律事務所　弁護士	特別な取引関係はありません。
久保田　記　祥	社外監査役	デルフィーコンサルティング㈱　代表取締役	特別な取引関係はありません。
中　路　武　志	社外監査役	SBIインベストメント㈱ 取締役執行役員副社長	特別な取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

氏　　名	区　分	主　な　活　動　状　況
見　城　　徹	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、疑問点などを明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、経験豊富な経営者の観点から経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
本　間　　憲	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議等につき、主に経営者としての見地から必要な発言を行っております。
岩　尾　貴　幸	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議等につき、主に楽天㈱の多様な事業で培った経験・知識などを活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
杉　本　佳　英	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、議案審議等につき、主に弁護士としての経験・知識などを活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
久保田　記　祥	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、12回中12回に出席しました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言を行っております。
中　路　武　志	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、12回中12回に出席し、監査役会には、12回中12回に出席しました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

⑵　会計監査人の報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　　17,000千円

②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額　　17,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑷　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

⑴　当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに当社及び子会社の取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。

②　内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実態を調査し、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。

③　取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程などに従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録等に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

⑶　当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の管理部門責任者は、当社及び子会社の法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査部門は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

⑷　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を原則毎月１回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。子会社は取締役会を少なくとも３か月に１回以上開催し、当社は開催状況を定期的に確認する。当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。

⑸　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　取締役は、原則月に1回開催するグループ経営会議を通じて、グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討などを行うとともに、親会社への的確な情報提供などを通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。

②　取締役は当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編などを適切に把握し、グループ内取引等について公正性及び健全性を確保する。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。

⑺　前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の補助すべき期間中における指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の報酬及び人事異動は、あらかじめ監査役会と協議する。

⑻　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役の円滑で効果的な職務執行のため、当社の監査役から経営上の重要事項並びに業務の執行状況について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行う。

当社は、当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑼　監査役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

その他、監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

⑽　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

⑾　業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査室が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

連結貸借対照表

（2019年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,674,857	【流動負債】	538,581
現金及び預金	856,436	買掛金	73,252
売掛金	1,918,355	短期借入金	190,000
前払費用	28,727	未払金	83,798
その他	104,332	前受金	40,516
貸倒引当金	△232,993	預り金	10,070
【固定資産】	953,055	未払法人税等	14,366
有形固定資産	19,130	業績連動賞与引当金	91,633
建物	9,363	その他	34,944
工具、器具及び備品	9,766	【固定負債】	215,000
無形固定資産	465,008	長期借入金	215,000
のれん	442,867	負債合計	753,581
その他	22,141	純資産の部	
投資その他の資産	468,916	【株主資本】	2,874,800
投資有価証券	10,712	資本金	621,052
敷金及び保証金	35,823	資本剰余金	1,042,637
繰延税金資産	422,379	利益剰余金	1,602,433
破産更生債権等	9,240	自己株式	△391,323
貸倒引当金	△9,240	【その他の包括利益累計額】	△1,457
資産合計	3,627,913	為替換算調整勘定	△1,457
		【新株予約権】	989
		純資産合計	2,874,331
		負債・純資産合計	3,627,913

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2018年10月１日
至　2019年９月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,394,529
売上原価		861,180
売上総利益		2,533,348
販売費及び一般管理費		2,014,471
営業利益		518,877
営業外収益		
転籍関連収入	708	
受取利息	14	
雑収入	5,610	6,333
営業外費用		
支払利息	1,239	
自己株式取得費用	10,115	
為替差損	169	11,524
経常利益		513,686
特別利益		
固定資産売却益	85	85
特別損失		
固定資産除却損	2,385	
事業再編損	30,896	33,281
税金等調整前当期純利益		480,490
法人税、住民税及び事業税	165,231	
法人税等調整額	△318,602	△153,370
当期純利益		633,861
親会社株主に帰属する当期純利益		633,861

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2018年10月 1 日
至　2019年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	604,070	885,705	968,572	△28	2,458,319
当期変動額					
新株の発行	16,982	16,982			33,965
親会社株主に帰属する当期純利益			633,861		633,861
自己株式の取得				△399,975	△399,975
自己株式の処分		△2,180		8,680	6,500
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		142,130			142,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	16,982	156,931	633,861	△391,294	416,480
当期末残高	621,052	1,042,637	1,602,433	△391,323	2,874,800

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△99	△99	989	2,459,208
当期変動額				
新株の発行				33,965
親会社株主に帰属する当期純利益				633,861
自己株式の取得				△399,975
自己株式の処分				6,500
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				142,130
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,357	△1,357	－	△1,357
当期変動額合計	△1,357	△1,357	－	415,122
当期末残高	△1,457	△1,457	989	2,874,331

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2019年９月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,603,659	【流動負債】	524,362
現金及び預金	797,398	買掛金	70,635
売掛金	1,905,718	短期借入金	190,000
前払費用	28,404	未払金	82,239
その他	105,131	前受金	40,039
貸倒引当金	△232,993	預り金	8,900
【固定資産】	1,069,529	未払法人税等	10,247
有形固定資産	18,227	業績連動賞与引当金	91,633
建物	9,299	その他	30,666
工具、器具及び備品	8,927	【固定負債】	215,000
無形固定資産	22,141	長期借入金	215,000
ソフトウェア	22,141	負債合計	739,362
投資その他の資産	1,029,160	純資産の部	
投資有価証券	575	【株主資本】	2,932,838
関係会社株式	571,052	資本金	621,052
敷金及び保証金	35,154	資本剰余金	1,364,682
繰延税金資産	422,379	資本準備金	1,114,834
破産更生債権等	9,240	その他資本剰余金	249,848
貸倒引当金	△9,240	利益剰余金	1,338,426
資産合計	3,673,189	その他利益剰余金	1,338,426
		繰越利益剰余金	1,338,426
		自己株式	△391,323
		【新株予約権】	989
		純資産合計	2,933,827
		負債・純資産合計	3,673,189

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2018年10月 1 日
至　2019年 9 月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		3,318,365
売上原価		840,732
売上総利益		2,477,633
販売費及び一般管理費		1,887,211
営業利益		590,421
営業外収益		
受取利息	8	
雑収入	830	
転籍関連収入	708	1,546
営業外費用		
支払利息	1,239	
自己株式取得費用	10,115	11,355
経常利益		580,612
特別利益		
固定資産売却益	73	
投資有価証券売却益	39,097	39,171
特別損失		
固定資産除却損	2,385	2,385
税引前当期純利益		617,398
法人税、住民税及び事業税	9,609	
法人税等調整額	△318,602	△308,992
当期純利益		926,390

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2018年10月 1 日
至　2019年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	604,070	1,097,851	252,029	1,349,880	412,035	412,035
当期変動額						
新株の発行	16,982	16,982		16,982		
当期純利益					926,390	926,390
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2,180	△2,180		
当期変動額合計	16,982	16,982	△2,180	14,801	926,390	926,390
当期末残高	621,052	1,114,834	249,848	1,364,682	1,338,426	1,338,426

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△28	2,365,958	989	2,366,947
当期変動額				
新株の発行		33,965		33,965
当期純利益		926,390		926,390
自己株式の取得	△399,975	△399,975		△399,975
自己株式の処分	8,680	6,500		6,500
当期変動額合計	△391,294	566,879	－	566,879
当期末残高	△391,323	2,932,838	989	2,933,827

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

株式会社ブランジスタ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　垂　井　　健　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2018年10月１日から2019年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブランジスタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

株式会社ブランジスタ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　一　宏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　垂　井　　健　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ブランジスタの2018年10月１日から2019年９月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月28日

株式会社ブランジスタ　監査役会

常勤監査役　平　田　　浩　㊞

監　査　役　久保田　記　祥　㊞

監　査　役　中　路　武　志　㊞

（注）　監査役 久保田記祥、監査役 中路武志は、社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　新設分割計画承認の件

１．新設分割を行う理由

当社は、「あらゆる企業のプロモーションを支えるベストパートナーであり続ける」という行動理念のもと、「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」を行っております。当社は「企業プロモーション支援を目的とした電子メディア事業」のみの単一セグメントでありますが、提供サービスの内容により電子雑誌と、ソリューション他に売上を区分し、それぞれの拡大を図ってまいりました。

今後、当社の事業規模をさらに拡大するためには、持株会社体制へ移行し、各サービスを分社化することで経営責任を明確化するとともに、意思決定の迅速化と経営資源の効率化を図ることで、成長スピードをより加速させる必要があると考えております。各事業会社においては、人事制度や人材の育成方法を柔軟に最適化し、今後の拡大に必要不可欠な経営人材の育成も行うことで組織基盤を強化していく方針です。持株会社においては、事業拡大のためのＭ＆Ａや戦略的事業提携も含めた新規事業への進出などのグループ経営戦略の立案と経営資源の適正配分を図り、グループ全体の企業価値の向上に努めてまいりたいと考えております。そのため経営体制を再構築する必要があると判断し、持株会社体制へ移行することを当社取締役会で決議いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社の電子雑誌業務を、新たに設立する「㈱ブランジスタメディア」（以下、「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割計画につきご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく新設分割は、第２号議案「吸収分割契約承認の件」及び第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。（効力発生日：2020年４月１日（予定））

2．新設分割計画の内容の概要

分割計画書（写）

㈱ブランジスタ（以下、「甲」という。）は、新たに設立する㈱ブランジスタメディア（以下、「乙」という。）に、甲の電子雑誌業務（以下、「本件業務」という。）に係る資産、その他権利義務を承継させるため、新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、本分割計画書（以下、「本計画書」という。）を作成する。

第１条（乙の定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他乙の定款で定める事項は、別紙１「株式会社ブランジスタメディア定款」に記載のとおりとする。

第２条（本件分割に際して交付する乙の株式に関する事項）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件分割により承継する権利義務に代わり、乙の株式200株を交付する。

第３条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙の設立時における資本金及び準備金等の額は以下のとおりとする。ただし、本件分割の効力発生日の前日における甲の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

① 資本金　金5,000,000円
② 資本準備金　金5,000,000円
③ 利益準備金　0円
④ その他資本剰余金　株主資本等変動額から①及び②の合計額を減じて得た額

第４条（乙の設立時取締役の氏名）

乙の設立時取締役は、次のとおりとする。

取締役　井上　秀嗣

第５条（承継する権利義務等）

本件分割により乙が甲より承継する資産、その他の権利義務に関する事項は、別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

第６条（乙の成立日）

会社法第924条第１項に定める乙の設立の登記をなすべき日（以下、「乙の成立日」という。）は、2020年４月１日とする。ただし、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲の取締役会の承認を得て、これを変更することができる。

第７条（競業避止義務の不存在）

甲は、乙の成立日後においても、本件業務に関して、法令（会社法第21条第１項を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第８条（本件分割条件の変更等）

本計画書作成後乙の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本計画書に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲は取締役会の決議により、必要に応じて本計画書の内容を変更又は本件分割を中止することができる。

第９条（その他）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画書の趣旨に従って甲が決定するものとする。

2019年11月28日

東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役　　岩本　恵了　㊞

（別紙１）

株式会社ブランジスタメディア　定款

第１章　　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ブランジスタメディアと称し、英文では Brangista Media Inc.と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．コンピュータによる情報処理及び情報提供事業
２．付加価値通信網設備の販売、賃貸、設置及びメンテナンス
３．ウェブサイトの会員を対象とした情報提供サービスの仲介、斡旋
４．インターネットのホームページ作成、運営
５．インターネットを利用する情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、運用
６．コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸
７．コンピュータ及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する開発、製造、販売、輸出入、仲介及び設備投資、保守及び修理、運用及び要員派遣、計算受託業務、リース及びレンタル
８．インターネット上のショッピングモールの開設並びに通信販売業務、通信販売の仲介
９．電子商取引におけるシステム開発及び販売、企画、物流管理、情報管理に関する業務
10．インターネットによるオークションシステムの企画立案、制作、提供、販売及び仲介
11．電話受信、発信事務代行業務
12．電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
13．新聞、出版物、ネットワークシステム等を利用した広告業
14．各種市場調査及びその企画、広告宣伝の媒体の販売、広告及び電子広告の企画、広告代理店業
15．携帯情報端末向けソフトウェアの企画及び製作
16．販売促進支援サービスに関する申込受付、顧客管理等の代行業務
17．各種イベント、講習会等の企画、制作及び運営
18．書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、製作及び販売
19．通信システムによる情報・画像・映像・楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれに係る機器及び装置類の販売

20. 知的財産（著作権、著作隣接権、ノウハウ、商品化権、版権等を含む）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、売却及び賃貸並びにこれらの仲介、代理
21. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したもの）の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理
22. タレント・モデル・アーティスト・スポーツ選手・その他著名人及びインストラクターのマネージメント及び肖像、署名、愛称等を物品、商品、サービス等に使用し、使用せしめる権利の管理並びに販売等
23. セールスプロモーションの企画、立案、制作並びに申込受付代行業務
24. 音楽、映画、演劇、演芸、講演の企画、制作並びにその請負又は委託とその興行
25. 絵画、彫刻、工芸品、舞台衣装等のマネージメント
26. 古物売買業
27. 集金代行業並びに電子決済システムの管理、運営
28. 前払式証票の規制等に関する法律の前払式証票の発行及び販売業
29. 旅行業
30. 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売
31. 営業代行業務
32. 前各号に関するコンサルティング及び経営コンサルティング業並びに販売促進支援サービス、情報提供サービス
33. 前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、8,000株とする。

（株式の譲渡制限）

第６条　当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡請求）

第７条　当会社は、相続、合併その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（基準日）

第８条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

②　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条　当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録）

第10条　当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

（株主の住所等の届出）

第11条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

②　当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第３章　　株　主　総　会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

②　株主総会の招集は、株主総会の日の1週間前までに、その株主総会において議決権を行使することができる株主に対してその旨の通知を発することにより行う。ただし、上記株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

（議　長）

第13条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

②　取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令又は定款に定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席したその株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第15条　株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第17条　株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役が、これに署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

第４章　　取　締　役

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、１名以上とする。

（取締役の選任及び解任の方法）

第19条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

②　取締役の選任については、累積投票によらない。

③　取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（代表取締役、社長）

第20条　当会社に複数の取締役を置く場合は、取締役の互選により、取締役のうち1名を代表取締役とする。代表取締役を取締役社長とする。

（取締役の任期）

第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

第５章　計　算

（事業年度）

第22条　当会社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第23条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（配当金の除斥期間）

第24条　剰余金の配当が、その支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第６章　附　則

（最初の事業年度）

第25条　当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2020年９月30日までとする。

（附則の削除）

第26条　本附則は第1回定時株主総会終結後、削除するものとする。

以上

（別紙２）

承継権利義務明細表

（１）資産

乙の設立の日までに甲が本件業務に関してのみ有する現金及び預金並びに工具、器具、備品及びソフトウェアを承継し、本件業務に関するその他の資産（債権を含む。）及び負債は承継しないものとする。

（２）雇用契約

乙の設立の日までに本件業務に主として従事する従業員は、甲より乙へ出向させるものとし、雇用契約は承継しないものとする。

（３）契約関係

乙の設立の日までに甲が本件業務に関してのみ締結している一切の契約（甲の従業員との間の雇用契約は除く。）に基づく一切の契約上の地位を承継する。ただし、乙の設立の日までに当該契約上の地位に基づき発生した権利義務は承継されない。（（１）で承継されるものを除く。）

（４）許認可等

甲が乙の設立の日までに本件業務に関してのみ保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

３．会社法施行規則第205条に定める内容の概要

（1）会社法第763条第１項第６号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

①　対価の総数の相当性に関する事項

新設会社は、本件分割に際して200株を発行し、その全てを当社に交付いたします。

当社は、本件分割に際して新設会社の全株式を取得することから、当社の純資産の額には変動がなく、新設会社が交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、本件分割の目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設会社株式の適正かつ効率的な管理を行う上で上記の株式数とすることが相当と判断し決定いたしました。

②　新設会社の資本金及び準備金等の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設会社の資本金及び準備金の額を分割計画書第３条に記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、上記①及び②のいずれも相当であると判断いたしております。

（2）当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

第１号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社取締役会は、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

本議案は、持株会社体制への移行を目的として、当社のソリューション業務を当社の完全子会社である「㈱ブランジスタソリューション」（以下、「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に基づく吸収分割は、第１号議案「新設分割計画承認の件」及び第３号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として効力を生じるものとします。（効力発生日：2020年４月１日（予定））

２．吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社ブランジスタ（以下、「甲」という。）と株式会社ブランジスタソリューション（以下、「乙」という。）は、甲の営むソリューション業務（以下、「本件業務」という。）に係る資産、債務、その他の権利義務を乙に承継させるため、吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（分割の方法）

甲は、第５条に定める本件業務に係る権利義務等を乙に承継させるため、本契約の定めるところにより、吸収分割を行う。

第２条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（１）吸収分割会社

商　号　株式会社ブランジスタ

住　所　東京都渋谷区桜丘町20番4号ネクシィーズスクエアビル

（２）吸収分割承継会社

商　号　株式会社ブランジスタソリューション

住　所　東京都渋谷区桜丘町20番4号ネクシィーズスクエアビル

第３条（本件分割に際して交付する株式及び割当）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、乙は本件分割に伴い金銭等の交付は行わない。

第４条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。ただし、本件分割の効力発生日の前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第５条（本件分割により承継する権利義務等）

本件分割により乙が甲より承継する資産、債務、その他の権利義務に関する事項は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。

２　乙は、別紙「承継権利義務明細表」に定める債務について、甲から重畳的に承継するものとし、甲は、第６条に定める効力発生日以後、当該債務について、乙と連帯して、その弁済・履行の責任を負うものとする。ただし、当該債務について、甲が弁済その他の負担をした場合は、甲は、乙に対して、その負担の全額について求償することができるものとする。

第６条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年４月１日とする。ただし、本件分割手続進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第７条（吸収分割契約承認総会）

甲は、2019年12月16日に、株主総会（以下、「分割承認総会」という。）を招集し、本契約書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要あるときは、甲乙協議の上、分割承認総会の開催日程を変更することができる。

第８条（競業避止義務の不存在）

甲は、効力発生日後においても、本件業務に関して、法令（会社法第21条第１項を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わないものとする。

第９条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（本件分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲乙協議の上、本件分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、第７条に定める甲の分割承認総会における承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（協議事項）

本契約書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

2019年11月28日

（甲）東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタ
代表取締役　　岩本　恵了　㊞

（乙）東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル
株式会社ブランジスタソリューション
代表取締役　　木村　泰宗　㊞

（別紙）

承継権利義務明細表

（１）資産

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ有する預金及び売掛金並びに甲が本件業務に関してのみ有する工具、器具、備品及びソフトウェアその他本件業務に関してのみ有する一切の資産。

（２）負債

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ有する買掛金、未払金、預り金、その他本件分割に伴い承継する契約関係に基づく負債。

（３）雇用契約

効力発生日までに本件業務に主として従事する従業員は、甲より承継会社へ出向させるものとし、雇用契約は承継しないものとする。

（４）契約関係

効力発生日までに甲が本件業務に関してのみ締結している一切の契約（甲の従業員との間の雇用契約は除く。）に基づく一切の契約上の地位。

（５）許認可等

甲が効力発生日までに本件業務に関してのみ保有している一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

３．会社法施行規則第183条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であり、当社は同社の全株式を保有しているため、本件分割に伴い承継会社は当社に対し、対価の交付はいたしません。また、以上により、承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(2) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

承継会社の最終事業年度における計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.brangista.com）に掲載しておりますので、本招集ご通知の株主総会参考書類には記載しておりません。

(3) 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

①当社

当社は、2019年５月１日に、㈱ブランジスタソリューションの全株式を取得し、完全子会社といたしました。

②承継会社

該当事項はありません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社は、第１号議案「新設分割計画承認の件」及び第２号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、本定時株主総会の承認可決を前提として、持株会社体制へ移行する予定です。これに伴い事業目的の変更を行うとともに、事業の現状に合わせ、事業目的について所要の変更を行うものであります。また、本議案の変更の効力は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決され、当該新設分割及び吸収分割の効力が発生することを条件として、その効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略） 第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～２９．　（条文省略） ３０．前各号に関するコンサルティングおよび経営コンサルティング業ならびに販売促進支援サービス、情報提供サービス ３１．前各号に附帯関連する一切の事業 ３２．コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸 ３３．映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売 （新　設） 第３条～第48条　（条文省略） （新　設）	第１条　（現行どおり） 第２条　（目的） 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。 1.～２９．　（現行どおり） ３０．映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売 ３１．営業代行業務 ３２．前各号に関するコンサルティングおよび経営コンサルティング業ならびに販売促進支援サービス、情報提供サービス ３３．前各号に附帯関連する一切の事業 ②　当会社は、前項各号及びこれに付随又は関連する一切の事業を営むことができる。 第３条～第48条　（現行どおり） 附　則 第２条の変更は、第19期定時株主総会に付議される新設分割計画承認の件及び吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該新設分割及び吸収分割の効力発生を条件として、効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生後、自動的に削除されるものとする。

第４号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役２名を減員し、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	岩本恵了（いわもと けいりょう） （1970年９月11日）	1997年１月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　入社 1999年12月　同社　取締役　就任 2002年10月　旧イデアキューブ㈱　代表取締役社長　就任 2011年４月　当社　取締役営業本部長　就任 2013年２月　当社　代表取締役社長　就任（現任）	30,200株
2	石原卓（いしはら たく） （1976年２月23日）	1999年６月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　入社 2001年10月　同社　人事総務課長 2007年10月　旧イデアキューブ㈱　メディア事業部長 2007年12月　同社　取締役　就任 2011年４月　当社　取締役西日本営業部長　就任 2012年10月　当社　取締役管理部長　就任（現任）	37,300株
3	井上秀嗣（いのうえ ひでつぐ） （1976年11月23日）	2001年４月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　入社 2007年２月　旧㈱ブランジスタ代表取締役社長　就任 2011年４月　当社　取締役電子雑誌メディア編成部長　就任 2019年６月　当社　取締役電子雑誌メディア編成本部長　就任（現任）	4,000株
4	木村泰宗（きむら ふとし） （1979年11月22日）	2002年５月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　入社 2003年５月　旧イデアキューブ㈱　入社 2010年10月　同社　ソリューション営業部長 2013年４月　当社　取締役ソリューション営業部長　就任 2019年４月　当社　取締役ソリューション営業本部長　就任（現任）	－
5	本間憲（ほんま たかし） （1960年６月22日）	1980年４月　㈱セントラルアーツ　入社 1983年４月　㈱スカイコーポレーション　入社 1991年２月　㈱レヴィプロダクションズ（現㈱レプロエンタテインメント）　設立　代表取締役社長　就任（現任） 2007年２月　旧㈱ブランジスタ取締役会長　就任 2011年４月　当社　社外取締役　就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱レプロエンタテインメント　代表取締役社長	76,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6	近藤 太香巳（こんどう たかみ） （1967年11月1日）	1987年５月　日本電機通信　創業 1990年２月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　設立 取締役営業本部長　就任 1991年２月　同社　代表取締役社長　就任（現任） 2003年12月　旧イデアキューブ㈱　取締役会長　就任 2011年４月　当社　代表取締役社長　就任 2013年２月　当社　取締役　就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ネクシィーズグループ　代表取締役社長	238,780株
7	西原 勝熙（にしはら かつき） （1975年９月13日）	2004年３月　㈱レヴィプロダクションズ（現㈱レプロエンタテインメント）　入社 2011年６月　同社　制作本部長 2013年４月　当社　取締役　就任（現任） 2019年４月　㈱レプロエンタテインメント　執行役員制作本部長　就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱レプロエンタテインメント　執行役員制作本部長	500株
8	杉本 佳英（すぎもと よしひで） （1980年10月31日）	2005年４月　須田清法律事務所勤務（事務職） 2008年９月　司法試験合格 2008年12月　最高裁判所司法研修所　入所 2009年12月　須田清法律事務所　弁護士として加入 2011年４月　リーガルパートナーズ法律事務所（現あんしんパートナーズ法律事務所）設立（現任） 2015年12月　当社　社外取締役　就任（現任） 2018年９月　㈱ＮＡＴＴＹ　ＳＷＡＮＫＹ　社外取締役　就任（現任） （重要な兼職の状況） あんしんパートナーズ法律事務所　弁護士	－

（注）1.　各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　近藤　太香巳氏は、当社の親会社であります㈱ネクシィーズグループの業務執行者であり、過去５年間においても同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における現在及び過去５年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。

3.　本間　憲氏、杉本　佳英氏は社外取締役候補者であります。

4.　社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

・本間　憲氏につきましては、㈱レプロエンタテインメントの代表取締役として長年の経営面に係る経験・知識などを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年８ヶ月となります。

・杉本　佳英氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると考え、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、

本総会終結の時をもって４年となります。

5. 当社は杉本　佳英氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、本間　憲氏、杉本　佳英氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第５号議案　監査役１名選任の件

監査役平田浩氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は辞任される監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、当社における地位 （重　要　な　兼　職　の　状　況）	所有する 当社株式の数
鴨志田（かもしだ）　慎一（しんいち） （1954年10月27日）	1977年４月　㈱全国教育産業協会（現㈱ハクビ）　入社 2003年６月　同社　経理部　部長 2010年12月　㈱ネクシィーズ（現㈱ネクシィーズグループ）　常勤監査役　就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ネクシィーズグループ　常勤監査役	－

（注）1.　新任の監査役候補者であります。

2.　監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3.　監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。

・鴨志田慎一氏につきましては、長年培った企業の経理責任者として財務会計に関する様々な知見と経験を有しており、東証一部上場企業の常勤監査役に就任されております。その豊富な経験から監査を適確に遂行いただけるものとして選任をお願いするものであります。

以上

<メ　モ　欄>

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町20番４号
ネクシィーズスクエアビル　３階　大会議室
電話　（03）6415－1183（当社代表）

各「渋谷駅」より徒歩７分

●東京メトロ	銀座線　半蔵門線　副都心線	ハチ公口 南改札
●ＪＲ	山手線・埼京線	
●東急東横線・田園都市線		
●京王井の頭線		西口

※渋谷駅周辺は大規模整備で新しいまちづくりが進められており工事の状況により経路変更等が発生する場合がございます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

・会場にご来客用の駐車場はございません。お車でのご来場はご遠慮ください。

・建物内での飲食、喫煙はできません。

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。